

個人番号(マイナンバー)について

特定疾患、県単独指定難病、先天性血液凝固因子欠乏症等に係る医療給付を申請される際には、“ 個人番号(マイナンバー) ”の記載に加え “ 本人確認(番号確認+身元確認)書類 ” の提示又は提出が必要となる場合があります。

■ 提出書類

各種申請書、臨床調査個人票(診断書)その他の添付書類とともに、以下の場合に限り①及び②の書類を併せて管轄の保健所に提示又は提出してください。

- ・特定疾患に係る医療給付を申請される方で、患者の健康保険が被用者保険でかつ、被保険者の市町村民税が非課税の場合
- ・特定疾患、県単独指定難病、先天性血液凝固因子欠乏症等に係る医療給付を申請される方で、個人番号(マイナンバー)を用いた情報照会により添付書類の省略を希望する場合

① 個人番号記載票(様式第1-4号)

対象者の個人番号や基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等を記入するための用紙です。なお、個人番号記載票には、以下の対象者の個人番号等を記入してください(記入欄が足りない場合は複数枚使用)。

< 個人番号記載票に記入が必要な方 >

- ◆ 特定疾患に係る医療給付を申請される場合
 - ・ “ 患者 ”
 - ・ “ 保護者 ” (患者が18歳未満であって保護者が申請する場合は、保護者欄に記入)
 - ・ “ 被保険者 ” (患者と被保険者が異なり、かつ市町村民税が非課税の場合は、被保険者欄に記入)
- ◆ 県単独指定難病に係る医療給付を申請される場合
 - ・ “ 患者 ”
 - ・ “ 保護者 ” (患者が18歳未満であって保護者が申請する場合は、保護者欄に記入)
 - ・ “ 患者と同じ健康保険に加入している者 ” (患者と同じ健康保険に加入している方のうち、情報照会を希望する方全員を記入)
- ◆ 先天性血液凝固因子欠乏症等に係る医療給付を申請される場合
 - ・ “ 患者 ”
 - ・ “ 保護者 ” (患者が18歳未満であって保護者が申請する場合は、保護者欄に記入)

② 本人確認(番号確認+身元確認)書類

他人によるなりすまし等を防止するため、個人番号を提供する際には、必ず“ 申請者(患者又は保護者) ”の方の本人確認(番号確認+身元確認)書類を併せて提示又は提出してください(別紙「本人確認(番号確認+身元確認)書類・チェックリスト」も参照してください。)

< 本人確認(番号確認+身元確認)書類の例示 >

◆ 個人番号カード（マイナンバーカード）…表面・裏面を確認することにより、一枚で本人確認が可能です。

又は

◆ 次の“番号確認書類”及び“身元確認書類”

番号確認書類
● 通知カード ※令和2年5月25日以降は、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能。
● 住民票の写し等(個人番号が記載されたものに限り、)



身元確認書類
(以下をいずれか 1点) ●運転免許証 ●パスポート ●障害者手帳 ●在留カード ●写真付き学生証/身分証明書/社員証など
(上記が困難な場合、以下をいずれか 2点) ●健康保険の資格確認書 ●住民票の写し等 ●国民年金手帳 ●(特別)児童扶養手当証書 ●写真なし学生証/身分証明書/社員証など

※本人確認(番号確認+身元確認)書類は、窓口にお越しいただく場合は原本を提示、郵送による場合はその写しを提出してください。なお、申請者の方以外の個人番号等は、申請者の方が適切に本人確認を行った上、個人番号記載票に誤りのないよう記入してください。

■ 利用目的

御提供いただいた個人番号(マイナンバー)は、適切な安全管理のもと、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)、埼玉県個人番号の利用等に関する条例及び健康保険法に限定的に定められた範囲内でのみ利用します。

また、番号法の規定に基づき、関係機関との間で専用のネットワークシステムを用いて、情報のやり取り(情報連携)を行います。

[利用範囲] ※ 法令及び条例改正により変更することがあります。

◆ 特定疾患の医療給付に関する事務

➤治療研究に必要な費用の交付に関する事務/医療給付の申請若しくは特定疾患医療受給者証に係る事項の変更の届出の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務/保険者の認定に関する事務(保険者から個人番号の提供を求められた場合に限り)

◆ 県単独指定難病の医療給付に関する事務

➤医療の給付に係る医療費の支給に関する事務/支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務/受給者証の交付、再交付又は返還に関する事務/申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

◆ 先天性血液凝固因子欠乏症等の医療給付に関する事務

➤治療費の支払に関する事務/申請若しくは受給者証に係る事項の変更の届出の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務

御不明な点等がございましたら、管轄の保健所又は県疾病対策課までお問合せください

(R8●/埼玉県保健医療部疾病対策課)